



# 島根県報

平成31年1月18日（金）

第3,075号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成30年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜 産 課）	2
保安林予定森林（4件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（       "      ）	4
保安林の指定の解除（2件）	（       "      ）	5
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	5
漁業災害補償法の規定による同意	（       "      ）	6
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	7

### 【特定調達公告】

平成31年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（下 水 道 推 進 課）	7
平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	8
平成31年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	8
平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	9
平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化（その1）による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	10
平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化（その2）による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	10

**告 示****島根県告示第33号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成30年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11445202028	美弥桜（全和黑原5855）	肉用牛 黒毛和種	1 級
11367245653	本忠福（全和黑原5926）	肉用牛 黒毛和種	1 級

**島根県告示第34号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
江津市川平町南川上833-1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第35号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
雲南市三刀屋町伊萱354、882
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第36号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町小馬木1746-82

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第37号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市三隅町折居761-1、763-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1335-1、イ1335-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町波佐イ1335-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市内村町1851

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町程原984-4、1002-7、1003-2、1007-2、1008-16、1008-18、1008-20、1008-21、1008-22、1069-6、1070-2、1070-3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

林道用地とするため

---

#### 島根県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市湖陵町常楽寺937-3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

---

#### 島根県告示第42号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

隠岐郡西ノ島町大字浦郷671 井上孝夫

〃 大字美田3501-2 川崎卓也

〃 大字宇賀1200 柳谷 茂

- (2) 加入区  
西ノ島町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
漁業協同組合 J F しまね

## 2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
告示の日から15日間
- (2) 縦覧場所  
漁業協同組合 J F しまね

---

### 島根県告示第43号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 加入区の名称  
島根町
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分
- 2 (1) 加入区の名称  
平田
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分
- 3 (1) 加入区の名称  
仁摩
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、仁摩出張所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分
- 4 (1) 加入区の名称  
三隅町
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、三隅出張所の地区の区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表14の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

## 5(1) 加入区の名称

五箇・都万

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区の区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

## 6(1) 加入区の名称

浦郷

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区を除く区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

## 7(1) 加入区の名称

浦郷

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区を除く区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

## 島根県告示第44号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成28年度～30年度	12枚	1冊	東津田⑰	平成31年1月10日
松江市	平成29年度～30年度	6枚	2冊	大庭（1）山代（1）	平成31年1月10日

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

平成31年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

平成30年12月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社モア・フレッシュ 代表取締役 吉川 貞樹 島根県出雲市神西沖町2334-3

5 落札金額

25,160,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年11月6日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

平成30年12月19日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社サンコープ雲南 代表取締役 加藤 弘志 島根県雲南市三刀屋町三刀屋1129番地5

5 落札金額

29,210,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年11月6日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

---

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

平成31年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

平成30年12月19日

4 落札者の氏名及び住所

宇部興産・クリエイト共同企業体

代表者 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部 事業部長 増田 耕太郎

山口県宇部市大字小串1978番地の2

構成員 株式会社クリエイト山陰 代表取締役 小村 敬一 島根県出雲市馬木町金ヶ廻1220番地17

5 落札金額

50,050,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年11月6日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

平成30年12月19日

4 落札者の氏名及び住所

三光株式会社 代表取締役 三輪 昌輝 鳥取県境港市昭和町5番地17

5 落札金額

33,350,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年11月6日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

平成30年12月19日

4 落札者の氏名及び住所

山陽三共有機株式会社 代表取締役 小田 孝政 山口県下松市葉山一丁目819番14

5 落札金額

29,670,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年11月6日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成31年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

平成30年12月19日

4 落札者の氏名及び住所

山陽三共有機株式会社 代表取締役 小田 孝政 山口県下松市葉山一丁目819番14

5 落札金額

29,670,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年11月6日